

【 投薬 】

751 腎性貧血に対するHIF-PH阻害剤（ダーブロック錠等）の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

背景因子である保存期慢性腎臓病、すなわち慢性腎不全又は透析状態等の腎性貧血の原因となる傷病名の記載がない「腎性貧血」に対するHIF-PH阻害剤（ダーブロック錠等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

HIF-PH阻害薬（ダーブロック錠等）の添付文書の効能・効果は「腎性貧血」である。腎性貧血とは、腎臓の機能低下により十分量のエリスロポエチンが産生されないことによって引き起こされる貧血である。

また、効能又は効果に関する注意に「赤血球造血刺激因子製剤で未治療の場合の本剤投与開始の目安は、保存期慢性腎臓病患者及び腹膜透析患者ではヘモグロビン濃度で11g/dl未満、血液透析患者ではヘモグロビン濃度で10g/dl未満とする。」と記載されており、腎性貧血の原因となる腎機能低下をきたす何らかの傷病名が必要である。

以上のことから、背景因子である保存期慢性腎臓病、すなわち慢性腎不全又は透析状態等の腎性貧血の原因となる傷病名の記載がない「腎性貧血」に対するHIF-PH阻害剤（ダーブロック錠等）の算定は、原則として認められないと判断した。